



令和 8 (2026) 年度

神奈川県ニホンザル管理事業実施計画

令和 8 (2026) 年 6 月

目次

I	第5次神奈川県ニホンザル管理計画の基本的な考え方	1
1	計画の目標	1
2	管理の考え方	1
3	管理計画の進め方	2
	(1) 神奈川県ニホンザル管理事業実施計画の策定	2
	(2) 実施体制	2
4	地域個体群別の管理方針	4
	(1) 西湘地域個体群	4
	(2) 丹沢地域個体群	4
	(3) 南秋川地域個体群	4
II	令和7年度の事業実施状況	5
別表1	令和7年度の事業実施状況	5
表1	個体数調整等の実施結果（令和7年度）	6
表2	個体数調整等に用いた捕獲方法（令和7年度）	6
表3	ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績（令和7年度）	7
表4	各群れの個体数の推移（令和7年度ニホンザル生息状況調査結果）	8
図1	各群れの行動域（令和7年度ニホンザル生息状況調査結果）	9
表5	各群れの行動域の比較	10
表6	個体分析対象個体（令和7年度ニホンザル捕獲個体分析）	11
表7	地域個体群別農作物被害の推移	12
表8	地域個体群別自家用農作物被害の推移	13
表9	地域個体群別生活被害・人身被害件数の推移	14
表10	広域的に情報交換を行う会議等	15
表11	かながわ鳥獣被害対策支援センターによる支援内容	15
III	令和8年度の事業実施計画	16
1	被害防除対策	16
	(1) 集落環境整備	16
	(2) 農地への防護柵の設置	16
	(3) 広域防護柵の設置	16
	(4) 追い払い	16
	(5) 加害個体捕獲	17
	(6) 被害防除対策に関する知識・技術の普及、人材育成	17
2	群れの管理	17
別表2	令和8年度の群れ管理事業実施計画の概要	17

(1) 地域個体群ごとの基本方針	18
(2) 追い上げ	19
(3) 群れ管理のための個体数調整、管理困難な群れの除去	19
表 12 個体数調整の区分及び該当する群れ	20
表 13 群れ別・性年齢別の個体数調整対象個体数（令和 8 年度）	21
3 生息環境整備	22
(1) 水源の森林づくり事業	22
(2) 県営林整備事業	23
(3) 市町村による森林整備の事業	23
4 モニタリング	23
(1) 生息状況調査	23
(2) 被害状況調査	23
(3) 対策状況調査	24
(4) 調査結果の分析	24
5 その他	24
(1) 広域連携による対策実施の推進	24
(2) 第 6 次計画に向けた検討	24

I 第5次神奈川県ニホンザル管理計画の基本的な考え方

(第5次神奈川県ニホンザル管理計画(令和5年3月策定、以下「第5次計画」という。))より抜粋)

1 計画の目標

第4次計画までに実施してきた目標を引き継ぎ、次の3点を目標とする。

- 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- 農作物被害の軽減
- 生活被害・人身被害の根絶

2 管理の考え方

県では、鳥獣と人との棲み分けを図り、あつれきを解消していくという鳥獣被害対策の基本的な考え方に沿ってサルの管理に取り組んでおり、第4次計画からは「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方も取り入れながら、管理事業を実施してきた。

第4次計画までの管理事業の結果、「農耕地等に依存する群れ」を、いかに「山林を中心に生息する群れ」にしていくか、また、「山林を中心に生息する群れ」をその状態で保ち続けるという視点で管理を行っていくことが重要であることが分かってきた(次ページ コラム「サルの行動域調査によって明らかになった群れごとの利用環境の違い」及び図 3-1 のとおり。)

また、サルの個体数が半減している中で、群れや特定の個体が、人やわなに対する警戒心を一層増している状態にあるほか、加害群を除去したことによる近隣の群れの行動域の変化や、新たな加害個体・加害群の発生も考えられる。

サルへの意図的な餌付けについては、昭和30年代に、県内の一部地域で大規模に意図的な餌付けが行われ、その後の被害の拡大や地域への定着の大きな要因となったとされている。

第5次計画の管理事業においては、このような事項についても配意しつつ、各群れごとにモニタリングによって得られた生息状況や、地域での被害状況、群れ特性等に基づき、これまでの対策等の実施履歴について整理を行うとともに、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う取組を継続する。

特に、捕獲を行うにあたっては、サルの群れはオトナメスを中心とした母系の集まりであるため、オトナメスを除去すると群れが分裂し、被害が拡大するおそれがあることから、群れの分裂防止への配慮が欠かせない。

なお、環境省では、学識経験者とともに、全国のサル地域個体群の連続性・孤立性等の解析・評価を検討中(2021(令和3)年度に本県についてもサル管理の実施状況のヒアリングを実施)であり、引き続き、こうした検討状況について情報収集していく。

(【コラム】サルの行動域調査によって明らかになった群れごとの利用環境の違い…省略)

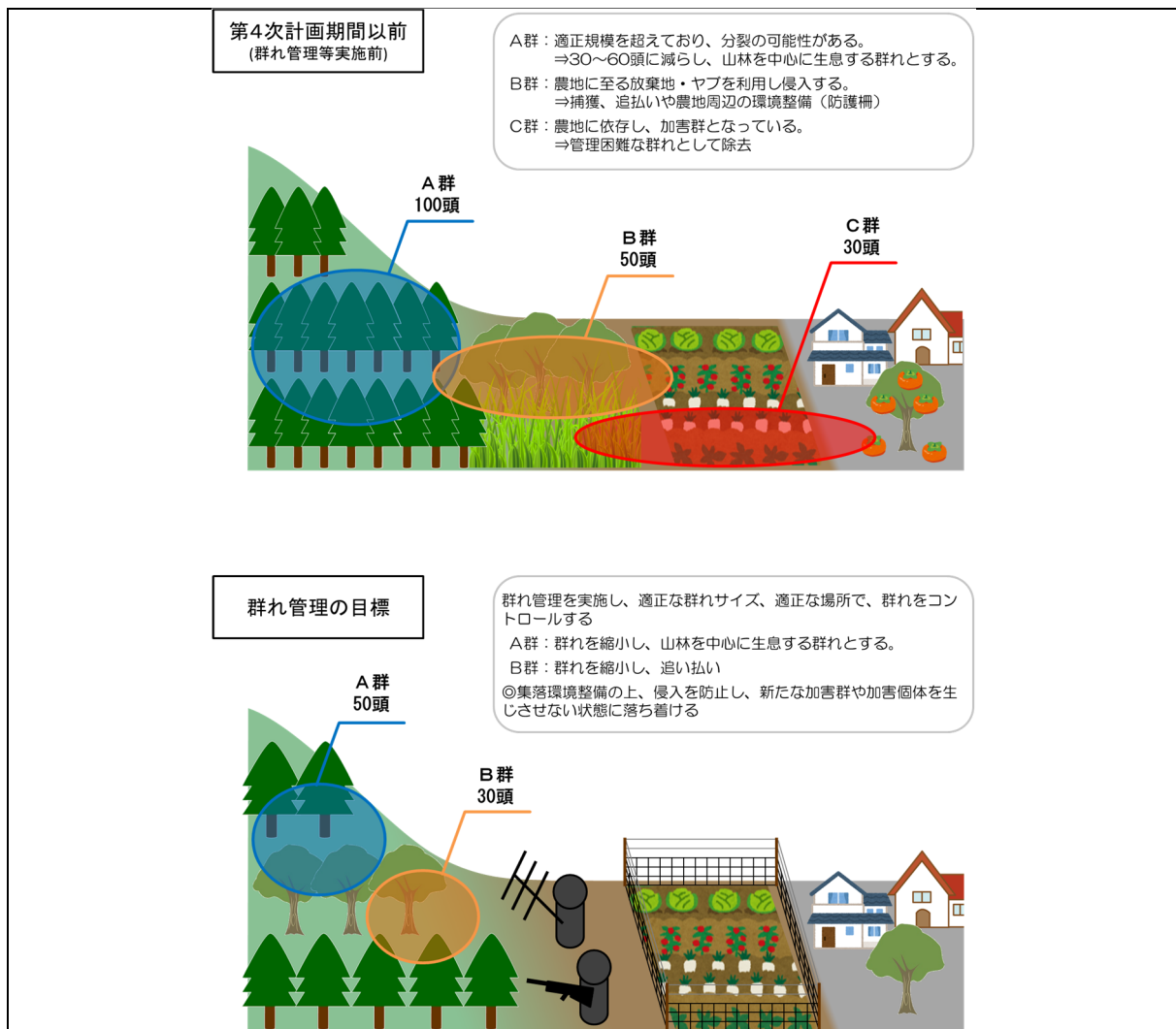


図 3-1 群れ管理のイメージ

3 管理計画の進め方

(1) 神奈川県ニホンザル管理事業実施計画の策定

県は、毎年度「神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）を策定し、地域の関係者、市町村、県等が連携・協力し、地形や農作物、実施体制等の市町村の状況に応じて管理事業を推進する。

事業実施計画の作成に当たっては、まず、市町村が各地域県政総合センターと協力し、群れ管理を含めた市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成する。

次に、各市町村の事業実施計画原案等に基づいて、各地域鳥獣対策協議会が、市町村や農業者団体を通じて住民の意見も取り入れながら、地域の事業実施計画案を作成する。

地域の事業実施計画を基に、県は、神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。

県は、市町村と連携して生息状況、被害状況及び対策状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、モニタリング結果等に基づいて管理事業の効果を評価し、次年度の事業実施計画に反映する。

(2) 実施体制

ア 県の取組

県は、管理事業を効果的に進めるため、各地域県政総合センターに設置した各地域鳥獣対策協議会を通じて広域的な連携・調整を図る。各地域鳥獣対策協議会を通じて地域の事業実施計画案の作成を調整するとともに、市町村と連携して事業実施計画の進行管

理及び生息状況、被害状況、対策状況のモニタリング等を行い、それに基づき管理事業の効果検証等を行う。

また、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員をかながわ鳥獣被害対策支援センターに配置し、広域的・専門的な観点から、市町村や農業者団体、農業者等に対して、被害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供、地域の実情に応じた対策の提案、技術的支援等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組を支援する（図 3-2）。

地域による対策が非常に困難な場合や、対策の実施主体である市町村の実施体制（人員、予算）が十分でない場合、県は、計画の目標の達成状況等の実態に応じ、市町村と連携した対策の強化や支援等を検討する。



図 3-2 かながわ鳥獣被害対策支援センターによるドローンを活用した集落環境調査

イ 市町村の取組

市町村は、被害防除対策、群れ管理や生息環境整備等を組み合わせて、事業実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い払い・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、地域全体の被害を軽減するため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行い、地域ぐるみの対策を支援する。

ウ 地域ぐるみの取組

追い上げや被害防除対策の実施に当たっては、地域の関係者が地域のサルに関する問題や目標を共有し、その地域の被害実態やサルの群れの特性に合った対策を地域が主体となって実施することが効果的である。そのため、地域の住民や農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等が連携・協力し、地域ぐるみで継続的に対策に取り組む。

市町村等は、地域ぐるみの取組を実施するに当たって、地域に対策技術や知識が蓄積し、取組が自立的に行われるよう、住民等を中心に群れ管理のための追い払いや集落環境整備等の被害防除対策を実施する体制作りを支援する。

エ 関係都県との連携

一部の地域個体群及び地域個体群を構成する群れは、行動域が隣接県にまたがることから、県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況等について情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

オ 神奈川県鳥獣総合対策協議会

学識経験者や関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会において、事業実施計画の内容について合意形成を図るとともに、必要な検討、助言及び評価を行う。

事業実施計画の検討、評価等に当たって、神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング等の結果をもとに生息状況や管理事業の検討、評価等を行う。

また、ニホンザル管理検討委員会は、事業実施状況及びモニタリングのデータをもと

に科学的な検討を行う。

4 地域個体群別の管理方針

サルは、地域個体群とそれを構成する群れごとに生息や被害の状況が異なるため、地域個体群別の管理方針として実施する取組を定める。

(1) 西湘地域個体群

行動域に農耕地や市街地の割合が高いため個体数に比して被害は大きく、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっており個体数調整は継続する必要がある。「生活被害・人身被害の根絶」を前提として、次の事項に取り組む。

- ・ H群について、管理困難な群れとして除去を進める。群れの除去を目指し、人への警戒心が高い個体が多いため、箱わな・囲いわな等により、餌環境が厳しくなる冬季に向けて、捕獲場所の検討・準備を進めた上で、群れの除去を目指して捕獲を実施する。
- ・ T1群について、住民、市町、県等の連携体制を整備し、住宅地や農地等サルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、特に、市街地及びその周辺での泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。
- ・ 静岡県側の群れの分布や移動、被害状況等について、県・市町村等との情報交換等を継続する。

(2) 丹沢地域個体群

山麓の市街地や農耕地・集落を主な行動域としていた4群の除去を進めたが、現存する一部の群れの行動域は、依然として農耕地・集落も含めた山地山麓となっている。「被害の軽減、根絶」を前提として、群れごとに異なる行動域や農耕地・集落の利用状況に応じて、次の事項に取り組む。

- ・ 群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げや追い払い方法を、各群れに応じて事業実施計画で、整理・検討する。
- ・ 行動域が市町村界をまたがる群れについて、群れの管理方法の調整を図るとともに、隣接市町村の連携による追い上げに取り組む。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の軽減を図る。また、市街地や農耕地・集落及びその周辺に、恒常的な群れの侵入ルートが確認できた場合は、泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。

(3) 南秋川地域個体群

行動域が、山間部から農耕地等に移動する傾向があれば、農作物被害や生活被害が発生しないよう群れ管理を行うため、次の事項に取り組む。

- ・ 各群れは、県北部と東京都及び山梨県にまたがって生息しており、特に留意が必要な群れとして、隣接する東京都側には、100頭規模の川井野群が生息しており、県内の群れの除去等により、かえってこの東京都側の群れが侵入して来ることがないように十分な注意が必要であり、調査を継続する。
- ・ 山梨県側に主な行動域があるK1群や、東京都の川井野群に隣接関係にある県内のK4群がおり、行動域調査等により群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を整理・検討し、群れごとに群れ管理を進める。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採等誘引要因の除去等によって、出没地点の減少及び被害の軽減を図る。市街地や農耕地・集落及びその周辺に、恒常的な群れの侵入ルートが確認できた場合は、泊り場つぶし（継続的に居させなくする対策）を検討する。

Ⅱ 令和 7 年度の事業実施状況

令和 7 年度ニホンザル管理事業実施計画に基づき、別表 1「令和 7 年度の事業実施状況」のとおり各種の管理事業を実施した。

また、その事業量等の詳細について表 1～表 11 及び図 1～図 2 のとおり取りまとめた。

別表 1 令和 7 年度の事業実施状況

・・・別添

別表 1 令和 7 年度の事業実施状況

管理事業の 区分 (1)	管理事業の 区分 (2)	全体	西湘地域個体群	丹沢地域個体群	南秋川地域個体群
1 被害防 除対策	(1) 集落環 境整備	県内各地で集落環境の調査や緩衝帯の整備等が行われるとともに、農作物を早期に収穫することや野菜の残渣を埋設することなど、農地や人家周辺の誘引要因を除去すること等について、市町村等を中心として啓発を行った。	・湯河原町では、サルを誘引する果樹の位置の把握を行った。 ・市町では、未収穫農作物や廃棄作物など誘引物の適正な処理の啓発活動を行うとともに、餌付けの禁止の周知に取り組んだ。	・伊勢原市では、未収穫農作物や廃棄作物の処理に関しての啓発活動を継続した。 ・相模原市では、被害防除対策に関する研修会を実施し、防除対策や追い払い方法について知識・技術の普及啓発を図った。 ・市町村において、農作物や人家周辺にある果樹等の早期収穫や取り残し農作物等の除去について啓発を行った。愛川町では、誘引物となり得る放棄果樹の所在を把握のためアンケートを行った。 ・サルの人慣れにつながる意図的な餌付けを防止するための対策として、県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会が作成したチラシ・ポスターを活用し、餌付けが確認された地点で掲示、周知を行った。県立あいかわ公園では管理者が、サルの出没があった際に園内放送で注意を呼び掛けた。	・相模原市では放棄及び取り残し農作物等誘因物の除去について啓発を行った。
1 被害防 除対策	(2) 農地へ の防護柵の 設置	市町村等が、農業者による電気柵等の設置を補助した。	・一部の農地でサル用電気柵や防護ネットが設置されているが、普及は進んでいない。 ・かながわ西湘農業協同組合や市町が個人の設置する柵に対する補助を行った。	・伊勢原市では、県や国の補助を活用して農地への防護柵設置を行った。 ・市町村では、既存の柵を必要に応じて延長するほか、巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等の維持管理を行っているほか、個人の設置する柵に対する補助を行った。	・相模原市では、国の補助を活用して農地への防護柵設置を行った。 ・相模原市では、既存の柵を必要に応じて延長するほか、巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等の維持管理を行っているほか、個人の設置する柵に対する補助を行った。
1 被害防 除対策	(3) 広域防 護柵の設置	市町村等が実施主体となり、広域防護柵の点検・補修等の維持管理を行った（一部、県も参加）。		広域防護柵の維持管理を実施した（清川村 煤ヶ谷地域（21,659.16m）、厚木市玉川地区（9,647m）、森の里地区（538m）、小鮎地区（7,742m）、荻野地区（9,647m）、秦野市蓑毛～名古木（125m））。	

管理事業の 区分 (1)	管理事業の 区分 (2)	全体	西湘地域個体群	丹沢地域個体群	南秋川地域個体群
1 被害防 除対策	(4) 追い払 い	地域の住民、市町村等が実施主体となり、連携して追い払いを実施した。 一部の市町村では群れの位置情報を住民へ提供する施策を継続した。	・鳥獣被害対策実施体、市町村職員による追い払い実施	・地域の住民、委託業者、農業者、農業者団体、猟友会、市町村職員による追い払い実施 ・追い払い研修会を実施 ・群れの位置情報について、厚木市では市ホームページで前日の泊り場等の位置情報を公開した。伊勢原市は希望者に群れの位置情報をメールで提供した。	・地域の住民、委託業者、農業者、農業者団体、猟友会、市町村職員による追い払い実施
1 被害防 除対策	(5) 加害個 体捕獲	はこわなでの捕獲が困難であり、加害個体として特定した個体の捕獲が進んでいない状況である。	T 1 群 4 頭を加害個体として特定し、うち 1 頭を捕獲している。	日向群 1 頭を加害個体として特定しているが捕獲できていない。 岡津古久集団 2 頭を加害個体として特定しているが捕獲できていない。	加害個体として特定している個体なし
2 群れ管 理	(1) 追い上 げ	各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、市町村の実施隊、鳥獣被害防止対策協議会の追い払い隊、地域住民、委託業者等により追い上げを行った。	・鳥獣被害対策実施隊による追い上げ実施	・地域の住民、委託業者、市町村職員による追い上げ実施 ・県と市の合同で鐘ヶ嶽群の追い上げを実施。県と 2 市の合同で日向群の追い上げを実施。	・相模原市では、委託業者による銃器を使用した追い上げを実施した。
2 群れ管 理	(2) 群れ管 理のための 個体数調整	適正規模とするための群れの縮小・維持、または適正配置とするための群れの縮小・除去を目的として、14頭の個体数調整を実施した。 *詳細は「表 1 個体数調整等の実施結果」「表 2 個体数調整等に用いた捕獲方法」参照	・個体数調整のための捕獲実績なし。	・計14頭の個体数調整を実施した。	・個体数調整のための捕獲実績なし。
2 群れ管 理	(3) 管理困 難な群れの 除去	管理困難な群れの除去の対象となっている群れなし			
3 生息環 境整備	3 生息環 境整備	ニホンザルの行動域周辺の地域で、県及び市町村が水源の森林づくり事業等で、ニホンザルの生息環境の改善にも資する人工林の間伐・枝打、植生保護柵設置等の森林整備を行った。 *詳細は「表 3 ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績」参照			

管理事業の 区分 (1)	管理事業の 区分 (2)	全体	西湘地域個体群	丹沢地域個体群	南秋川地域個体群
4 モニタ リング	(1) 生息 状況調査	ア 群れ数、個体数 令和7年9月を中心に半数の群れ（集団）に対し、カウント調査や聞き取り調査を実施し、令和6年度の調査結果と併せ、計12の群れ（集団）を確認した。 *詳細は「表4 各群れの個体数の推移」参照 イ 行動域調査 各群れについて、ラジオ・テレメトリー法及びGPS発信器により行動域調査を実施し、行動域の変化が明らかになった。 *詳細は「図1 各群れの行動域」及び「表5 各群れの行動域の比較」参照 ウ 捕獲個体分析 個体数調整を行う群れ等について、今後の群れ管理に寄与するため、捕獲個体の身体状況、繁殖状況、栄養状態、被害防除対策、集落環境整備等の対策の効果を把握し、カウント調査等による群れの性年齢別の頭数構成の把握が妥当であるか検証するため個体分析を行った。これらの群れの捕獲個体は原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠、栄養状態の把握及び記録の確認を行った。 *対象個体の数・構成は「表6 個体分析対象個体」参照			
4 モニタ リング	(2) 被害 状況調査	令和7年度は、従前被害のなかった一部地域での被害が増加した。 生活・人身被害は依然として発生している。 なお、農業被害については、十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないとの理由により、被害報告を申告しない農業者が多いなどの課題もある。 *詳細は「表7 地域個体群別農作物被害の推移」「表8 地域個体群別自家用農作物被害の推移」及び「表9 地域個体群別生活被害・人身被害件数の推移」参照			
5 その他		(1) 広域連携による対策実施の推進 行動域が複数市町村や隣接都県にわたる群れに対しては、関係機関の連携が有効であることから、関係機関による情報交換を行い、連携した取組みの検討を行った。 *会議等の概要は「表10 広域的に情報交換を行う会議等」参照 (2) かながわ鳥獣被害対策支援センターによる支援 様々な事業区分において、市町村や関係機関と連携し、効果的な対策の提案、技術支援、効果検証などの支援を実施した。 *詳細は「表11 かながわ鳥獣被害対策支援センターによる支援内容」参照	・隣接都県との行政界をまたがった群れについて、静岡県、熱海市及び湯河原町との連絡会議を開催し、群れの状況や対策の実施状況等について情報共有を行った。	・市町村の行政界をまたがった群れ（集団）について、群れの状況や対策の実施状況等について情報共有を行った。	・隣接都県との行政界をまたがった群れについて、上野原市や八王子市と適宜、群れの状況や対策の実施状況等について情報共有を行った。 ・相模原市は、上野原市、八王子市との3市獣害対策広域連絡会を開催し、ニホンザルの被害対策についての情報交換を行った。

表 1 個体数調整等の実施結果（令和 7 年度）

群れ管理の方法	地域 個体群	群れ・ 集団名	捕獲 計画数 (R7 年 度)	捕獲数		捕獲以外で確認さ れた死亡個体		参考： 放獣数 (外数)
				捕獲・ 殺処分 (県内)	捕獲・ 殺処分 (県外)	交通事 故死	自然死・ 死亡原因 不明	
群れ管理のための個体数調整 (適正規模とするための群れの 縮小、維持)	西湘	T 1	0	0	0	0	0	0
	丹沢	ダムサイト	12	0	0	0	0	0
		川弟 B	2	0	0	0	0	0
		川弟 B 1	15	1	0	0	0	0
		日向	1	1	0	0	0	0
		丹沢湖	5	1	0	0	0	0
		半原	20	0	0	0	0	0
		鐘ヶ嶽	8	5	0	0	0	3
	南秋川	K 1	—	0	6 (注 1)	0	0	0
		川井野	—	0	21 (注 2)	0	0	0
小計		(10 群)	63	8	27	0	0	3
〃 (適正配置とするための群れの縮小)	丹沢	川弟 A	28	6	0	0	2	0
小計		(1 群)	28	6	0	0	2	0
〃 (適正配置とするための群れの除去)	—	—		—	—	—	—	—
小計		(0 群)		0	0	0	0	0
管理困難な群れの除去	—	—		—	—	—	—	—
小計		(0 群)		0	0	0	0	0
個体数調整 計		(11 群)	91	14	27	0	2	0
加害個体捕獲 (ハナレザル捕獲を含む)	西湘	T 1	—	1	—	—	—	—
加害個体捕獲 計		—	—	1	—	—	—	—
合計		(11 群)	91	15	27	0	2	3

注 1) 上野原市の捕獲数。 注 2) 八王子市の捕獲数。

表 2 個体数調整等に用いた捕獲方法（令和 7 年度）

地域個体群	群れ・集団名	捕獲・殺処分頭数（県内）						計
		はこわ な	囲いわ な	麻酔銃	銃器	I C T わな	その他	
西湘	T1	1	0	0	0	0	0	1
丹沢	川弟 A	6	0	0	0	0	0	6
	川弟 B1	1	0	0	0	0	0	1
	日向	1	0	0	0	0	0	1
	丹沢湖	1	0	0	0	0	0	1
	鐘ヶ嶽	5	0	0	0	0	0	5
南秋川	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		15	0	0	0	0	0	15

表3 ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績（令和7年度）

区域	大流域名	森林整備面積（ha）			
		水源の森林づくり（県確保分）	県営林整備	承継分収林整備	計
神奈川県 ニホンザル 管理計画 上の保護 管理区域 （注1）	世附川			12.81	12.81
	中川川上流	47.78	9.79		57.57
	丹沢湖	34.08		9.29	43.37
	丹沢中央				
	神ノ川	22.96		1.57	24.53
	丹沢南麓	24.53			24.53
	早戸川	39.16		6.46	45.62
	中津川	25.25	33.31		58.56
	大山・秦野	21.56		17.02	38.58
	清川	29.91		8.50	38.41
	宮ヶ瀬湖	14.33	6.78	1.93	23.04
	山北(町)	60.83		39.41	100.24
	松田(町)	27.10			27.10
	秦野(市)	0.81			0.81
	伊勢原(市)				
	厚木(市)			10.93	10.93
	愛川町			2.82	2.82
	津久井(町)	20.27			20.27
小計		368.57	49.88	110.74	529.19
神奈川県 ニホンザル 管理計画 上の定着 防止区域	相模原市 （旧津久井町除く）	105.40		17.49	122.89
	小田原市	28.94	7.19	10.37	46.50
	箱根町		16.08		16.08
	南足柄市	98.90	8.88	26.73	134.51
	湯河原町			5.41	5.41
小計		233.24	32.15	60.00	325.39
合計		601.81	82.03	170.74	854.58

注1）神奈川県ニホンザル管理計画上の保護管理区域は下図の通り



表 4 各群れの個体数の推移（令和 7 年度ニホンザル生息状況調査結果）

（単位：頭）

地域 個体 群名	群れ・集 団名	2008 (平成 20) 年度	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度	2011 (平成 23) 年度	2012 (平成 24) 年度	2013 (平成 25) 年度	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和 1) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	備考
西湘	S 群	22	21	20	21	22	25	22	20	18	17	5	2	2						令和 2 年 12 月に除去が完了
	H 群	35	32	33	36	45	45	42	44	47	35	31	27	19	12	5	5			令和 6 年 3 月に除去が完了
	P 1 群	17	19	15	13	9	12	13	5	5	5	2	1	1	1					令和 4 年度は確認情報なし 令和 4 年度までに消滅したものとして扱う
	和田山集 団					3	—	—	3	2										平成 29 年度は確認情報なし 平成 29 年度までに消滅したものとして扱う
	T 1 群	27	26	27	29	31	32	33	34	36	28	28	30	24	23	25	21	19	20	
	T 2 群	4																		平成 22 年以降発信機装着個体 は P 1 群で確認
	小計	105	98	95	99	110	114	110	106	108	85	66	60	46	36	30	26	19	20	
丹沢	ダムサイ ト群	16	12	15	16	16	17	12	12	14	11	14	20	17	17	17	21	29	—	
	ダムサイ ト分裂群	48	50	29	35	25	19	20	15	20	20	19	6	9	5	—	—			令和 5 年度までにダムサイ ト群に合流し消滅したもの として扱う
	川弟 A 群	66	79	42	46	56	53	57	56	57	63	67	66	70	72	63	63	67	—	
	川弟 B 群			47	51	59	59	64	63	68	60	74	26	25	29	27	29	30	—	
	川 弟 B 1 群													50	45	51	55	50	—	川弟 B 群からの分派により令 和 2 年度に新たに確認された
	経ヶ岳群	82	81	68	69	46	45	54	32	39	34	27	11	5	5					令和 5 年 1 月に除去が完了
	鳶尾群	118	108	103	107	89	90	92	58	46	42	19								平成 31 年 4 月に除去が完了
	煤ヶ谷群	63	72	53	54	52	51	47	41	38	47	28	3	3						令和 2 年 9 月に除去が完了
	高森集団		13	7	3	5	3	3	3	3										平成 29 年度は確認情報なし 平成 29 年度までに消滅した ものとして扱う
	日向群	51	53	54	59	67	65	52	48	38	36	35	32	30	34	31	32	27	23	
	大山群	41	44	49	49	50	54	45	49	32	31	14	9							令和 2 年 7 月に除去が完了
	子易群	10	13	19	20	23	16	13	11	10	10									平成 30 年 2 月に除去が完了
	丹沢湖群	14	22	22	22	25	27	28	24	29	33	28	40	31	22	19	24	23	22	
	片原群				22	25	31	26	24	16	16	18	12	3	—					令和 3 年 7 月以降確認情報な し 令和 3 年度までに消滅した ものとして扱う
	半原群					20	23	22	36	36	45	31	34	47	51	52	56	58	61	
	鐘ヶ嶽群									26	24	20	24	21	31	35	20	28	25	
	岡津古久 集団																	5	6	令和 6 年度に鐘ヶ嶽群の GPS 首輪装着業務中に 4～5 頭が目 視確認された
	小計	509	547	508	553	558	553	535	472	472	472	394	283	311	311	295	300	317	(137)	
南 秋 川	K 1 群	119	110	102	107	107	104	96	91	94	89	79	73	72	67	64	50	41	9	
	K 2 群	80	83	89	96	93	87	81	70	65	49	61	29	6	—					令和 4 年 1 月に除去が完了
	K 3 群	75	76	88	99	93	89	74	81	82	83	81	73	26						令和 3 年 3 月に除去が完了
	K 4 群	72	76	77	73	56	50	53	45	51	61	47	51	52	63	33	29			令和 6 年 3 月に除去が完了
	川井野群								81	80	—	19	—	90	109	96	93	62	—	
	小計	346	345	356	375	349	330	304	368	372	282	287	226	246	239	193	172	103	(9)	
合計		960	990	959	1,027	1,017	997	949	946	952	839	747	569	603	586	518	498	439	(166)	

※ 表中の数値は毎年度のカウント調査により把握した個体数（灰色網掛け部はシミュレーション値または目撃情報による補完、「—」はカウント調査を実施できなかったもの）

※ 下線のある群れ・集団は令和 8 年 6 月現在除去済みまたは消滅

図1 各群れの行動域（令和7年度ニホンザル生息状況調査結果）

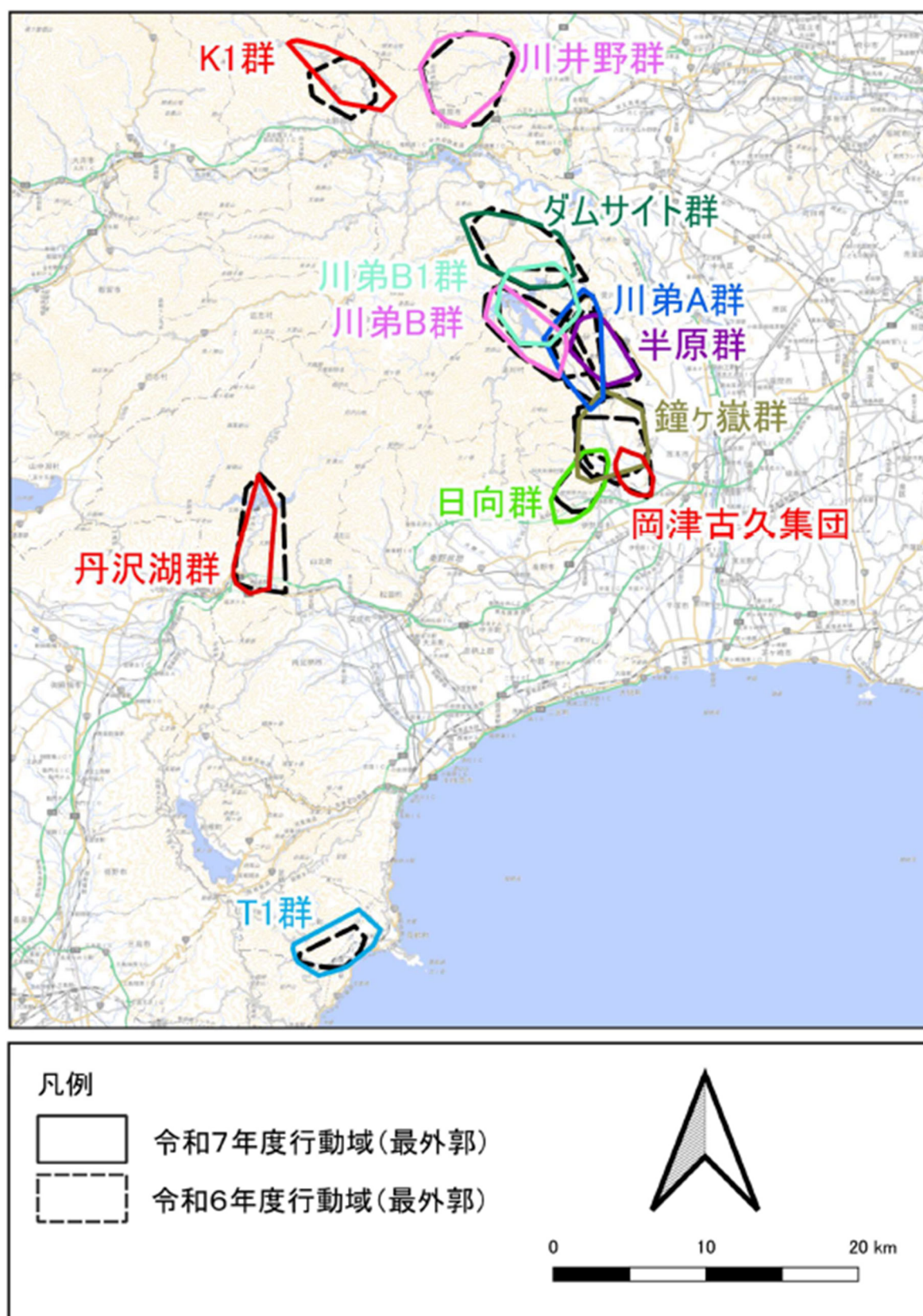


表5 各群れの行動域の比較

地域個 体群	群れ・集 団名	最外郭法による行動域の比較 (令和6年度・令和7年度の比較) ※令和7年度ニホンザル生息状況調査結果	特筆事項
西湘	T 1	9月および10月に北東部での利用が増加し、行動域の拡大がみられた。ただし、この変化は令和6年度に比べてデータ取得日数が少なかったことによる影響と考えられる。	
丹沢	ダムサイ ト	顕著な行動域の変化は認められず、おおむね令和6年度と同様であった。	宮ヶ瀬湖北岸周辺を主な行動域としていたが、令和7年度は北上傾向が見られており、相模原市緑区鳥屋地区でのリニア工事との関連が疑われる。
	川弟A	顕著な行動域の変化は認められず、おおむね令和6年度と同様であった。	川弟A群は、清川村煤ヶ谷地区を主な行動域としているものの、令和7年度は愛川町半原細野地区での出没が増加した。
	川弟B	宮ヶ瀬湖北東部での利用が減少し、行動域は縮小した。発信器を装着した個体の動きが8月29日以降確認されていないことから、死亡または発信器の脱落が生じた可能性がある。そのため、以降の測位データが得られず、行動域が過少に評価されている可能性がある。	
	川弟B 1	顕著な行動域の変化は認められず、おおむね令和6年度と同様であった。	
	日向	北部および南部方向への行動域拡大が確認された。	
	丹沢湖	東部での利用が減少し、3月および4月を除く期間では、行動域が新東名高速道路建設現場周辺に集中していた。建設現場は人の出入りが多いものの、追い払い等が行われなため比較的安全であり、その結果、人慣れが進み利用が集中したものと考えられる。	
	半原	顕著な行動域の変化は認められず、おおむね令和6年度と同様であった。	
	鐘ヶ嶽	顕著な行動域の変化は認められず、おおむね令和6年度と同様であった。	厚木市を主な行動域とし、東側の市街地に拡大しつつある中で、森の里地区等での市街地出没が頻発した。 伊勢原市日向地区の利用は減少傾向。
	岡津古久 集団	令和6年度は鐘ヶ嶽群との行動域の重複が多く確認されたが、今年度は岡津古久集団の行動域が減少し、それに伴って重複範囲も減少した。	厚木市及び伊勢原市の境界の事業所付近に集中。
南秋川	K 1	山梨県内西部での利用が減少し、行動域は大幅に縮小した。一方、神奈川県内の利用状況には令和6年度との大きな変化はみられなかった。前年度に山梨県側で群れの大部分が捕獲されたことにより、群れ規模が9頭と小さくなったため、行動域が縮小したものと考えられる。	
	川井野	顕著な行動域の変化は認められず、おおむね令和6年度と同様であった。	

表6 個体分析対象個体（令和7年度ニホンザル捕獲個体分析）

（単位：頭）

群れ・集団名 ＼ 性年齢区分		川弟A	日向	鐘ヶ嶽	合計
アカンボウ	オス				
	メス	1			1
コドモ	オス	3		4	7
	メス	2	1	1	4
ワカモノ	オス	1			1
	メス				
オトナ	オス	1	1		2
	メス	2			2
計		10	2	5	17

注1）個体数調整を行う群れ等について、今後の群れ管理に寄与するため、捕獲個体の身体状況、繁殖状況、栄養状態、被害防除対策、集落環境整備等の対策の効果を把握し、カウント調査等による群れの性年齢別の頭数構成の把握が妥当であるか検証するため個体分析を行った。これらの群れの捕獲個体は原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠、栄養状態の把握及び記録の確認を行った。

注2）分析個体のうち5頭は、令和6年度に捕獲したもの。

表 7 地域個体群別農作物被害の推移

〔上段：被害額、下段：被害面積〕

地域 個体群	2020(令和 2)年度	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度	2023(令和 5)年度	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度	
						速報値		速報値
西 湘	937 千円	961 千円	793 千円	2,563 千円	588 千円	(307 千円)	—	(16 千円)
	0.2ha	0.2ha	0.2ha	0.6ha	0.1ha	(0.0ha)	—	(0.009ha)
丹沢・ 南秋川	856 千円	622 千円	1,365 千円	674 千円	4,936 千円	(4,513 千円)	—	(9,605 千円)
	0.2ha	0.2ha	0.4ha	0.2ha	0.9ha	(0.8ha)	—	(2.0ha)
計	1,793 千円	1,583 千円	2,158 千円	3,237 千円	5,524 千円	(4,820 千円)	—	(9,622 千円)
	0.4ha	0.4ha	0.6ha	0.8ha	1.03ha	(0.8ha)	—	(2.0ha)

(市町村別内訳)

地域 個体群	地 域	市町村 (群れ・集団名)	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度	
				速報値		速報値
西湘	県 西 地 域	小田原市 (H(令和5年度まで))	0 千円 0.0ha	(0 千円) (0.0ha)	— —	(0 千円) (0.0ha)
		真鶴町 (T 1)	159 千円 0.0ha	(0 千円) (0.0ha)	— —	(0 千円) (0.0ha)
		湯河原町 (T 1)	429 千円 0.1ha	(307 千円) (0.0ha)	— —	(17 千円) (0.0ha)
		山北町 (丹沢湖)	10 千円 0.0ha	(0 千円) (0.0ha)	— —	(0 千円) (0.0ha)
丹沢	湘 南 地 域	秦野市 (日向)	0 千円 0.0ha	(0 千円) (0.0ha)	— —	(0 千円) (0.0ha)
		伊勢原市 (日向、鐘ヶ嶽、岡津古久集団)	635 千円 0.1ha	(624 千円) (0.1ha)	— —	(2,337 千円) (0.4ha)
	県 央 地 域	厚木市 (日向、半原、鐘ヶ嶽、岡津古久集団)	498 千円 0.1ha	(498 千円) (0.1ha)	— —	(2,860 千円) (1.0ha)
		愛川町 (ダムサイト、川弟A、川弟B、川弟B 1、半原)	0 千円 0.0ha	(0 千円) (0.0ha)	— —	(2,378 千円) (0.3ha)
		清川村 (川弟A、川弟B、川弟B 1、鐘ヶ嶽)	2,108 千円 0.2ha	(2,073 千円) (0.2ha)	— —	(94 千円) (0.0ha)
		相模原市 (ダムサイト、川弟B、川弟B 1、K 1、川井野)	1,686 千円 0.4ha	(1,317 千円) (0.3ha)	— —	(1,935 千円) (0.3ha)
計			5,524 千円 1.0ha	(4,820 千円) (0.8ha)	— —	(9,622 千円) (2.0ha)

(特に被害の増減の大きい市町村(速報値が50%以上増減))

被害の増 (主な作物)	被害の減 (主な作物)
伊勢原市(サツマイモ、ジャガイモ) 厚木市(トウモロコシ、トマト、サツマイモ) 愛川町(キュウリ、スイカ、カボチャ)	湯河原町(キュウリ、ナス、トマト) 清川村(キュウリ、ナス)

※速報値は第2四半期までの値

※市町村が農業協同組合等からの聞き取り等で把握した被害量を県が集計したもの(農林水産省「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」、農業者が被害を報告しなかった場合は含まれないことに留意)

※ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

表 8 地域個体群別自家用農作物被害の推移

地域 個体群	2020(令和 2)年度	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度	2023(令和 5)年度	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度	
						速報値		速報値
西 湘	—	—	—	—	0.16ha	(0.14ha)	—	(0.01ha)
丹沢・ 南秋川	0.29ha	0.35ha	0.52ha	0.10ha	0.61ha	(0.57ha)	—	(0.17ha)
計	0.29ha	0.35ha	0.52ha	0.10ha	0.76ha	(0.71ha)	—	(0.18ha)

(市町村別内訳)

地域 個体群	地 域	市町村 (群れ・集団名)	2024(令和6)年度		2025(令和7)年度	
				速報値		速報値
西湘	県 西 地 域	小田原市 (H(令和5年度まで))	0.00ha	(0.00ha)	—	(0.00ha)
		真鶴町 (T1)	0.00ha	(0.00ha)	—	(0.00ha)
		湯河原町 (T1)	0.16ha	(0.14ha)	—	(0.01ha)
丹沢	湘 南 地 域	山北町 (丹沢湖)	0.00ha	(0.00ha)	—	(0.00ha)
		秦野市 (日向)	0.00ha	(0.00ha)	—	(0.00ha)
		伊勢原市 (日向、鐘ヶ嶽、岡津古久集団)	0.05ha	(0.05ha)	—	(0.00ha)
	県 央 地 域	厚木市 (日向、半原、鐘ヶ嶽、岡津古久集団)	0.06ha	(0.05ha)	—	(0.09ha)
		愛川町 (ダムサイト、川弟A、川弟B、川弟B1、半原)	0.01ha	(0.01ha)	—	(0.01ha)
		清川村 (川弟A、川弟B、川弟B1、鐘ヶ嶽)	0.18ha	(0.16ha)	—	(0.02ha)
丹沢・ 南秋川		相模原市 (ダムサイト、川弟B、川弟B1、K1、川井野)	0.30ha	(0.30ha)	—	(0.05ha)
計			0.76ha	(0.71ha)	—	(0.18ha)

※速報値は第2四半期までの値

※市町村が住民等からの聞き取り等で把握した被害量を県が集計したもの（住民等が被害を報告しなかった場合は含まれないことに留意）

※ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

表 9 地域個体群別生活被害・人身被害件数の推移

(単位：件)

地域個体群	区分	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023(令和 5) 年度	2024(令和6) 年度	2025(令和7) 年度
						速報値	速報値
西湘	生活被害	330	455	330	148	118 (72)	— (133)
	人身被害	13	7	14	4	11 (1)	— (6)
	小 計	343	462	426	152	129 (73)	— (139)
丹沢・ 南秋川	生活被害	88	104	123	116	172 (99)	— (140)
	人身被害	0	1	1	3	1 (0)	— (6)
	小 計	88	105	124	119	173 (99)	— (146)
その他	生活被害					38 (25)	— (4)
	人身被害					0 (0)	— (0)
	小 計					38 (25)	— (4)
合計	生活被害	418	559	453	264	328 (196)	— (277)
	人身被害	13	8	15	7	12 (1)	— (12)
	小 計	431	567	550	271	340 (197)	— (289)

(市町村別内訳)

地域 個体群	地域	市町村 (群れ・集団名)	区分	2024(令和6) 年度		2025(令和7) 年度	
				速報値		速報値	
西湘	県 西 地 域	小田原市 (H(令和5年度まで))	生活被害	38	(9)	—	(56)
			人身被害	0	(0)	—	(0)
		真鶴町 (T1)	生活被害	0	(0)	—	(0)
			人身被害	0	(0)	—	(0)
		湯河原町 (T1)	生活被害	80	(63)	—	(77)
			人身被害	11	(1)	—	(6)
丹沢		山北町 (丹沢湖)	生活被害	0	(0)	—	(0)
			人身被害	0	(0)	—	(0)
	湘 南 地 域	秦野市 (日向)	生活被害	8	(1)	—	(0)
			人身被害	0	(0)	—	(0)
		伊勢原市 (日向、鐘ヶ嶽、岡津古久集団)	生活被害	13	(9)	—	(36)
			人身被害	1	(0)	—	(0)
	県 央 地 域	厚木市 (日向、半原、鐘ヶ嶽、岡津古久集団)	生活被害	52	(30)	—	(53)
			人身被害	0	(0)	—	(4)
		愛川町 (ダムサイト、川弟A、川弟B、川弟B1、半原)	生活被害	28	(17)	—	(1)
			人身被害	0	(0)	—	(0)
		清川村 (川弟A、川弟B、川弟B1、鐘ヶ嶽)	生活被害	60	(33)	—	(35)
			人身被害	0	(0)	—	(0)
丹沢・ 南秋川		相模原市 (ダムサイト、川弟B、川弟B1、K1、川井野)	生活被害	11	(9)	—	(15)
			人身被害	0	(0)	—	(2)
その他			生活被害	38	(25)	—	(4)
			人身被害	0	(0)	—	(0)
計			生活被害	328	(196)	—	(277)
			人身被害	12	(1)	—	(12)

※速報値は第2四半期までの値

※市町村が住民等からの聞き取り等で把握した被害件数を県が集計したもの（住民等が被害を報告しなかった場合は含まれないことに留意）

※人身被害は人体や持ち物に接触を伴う行為により傷害、損傷が生じた、また未遂となったものであり、それ以外を生活被害とする。

※ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※このほか、湯河原町役場が実施した調査において、令和4年から令和6年までの3年間で、計26,839件の被害が報告されている。

表 10 広域的に情報交換を行う会議等

地域 個体群	対象群	会議等の名称	関係機関
西湘	T 1 群	湯河原町及び熱海市を 行動域とするニホンザ ル被害対策連絡会議	神奈川県：（市町村）湯河原町、（県）県西地域県政 総合センター、自然環境保全課 静岡県：（市町村）熱海市、（県）東部農林事務 所、自然保護課
丹沢	日向群	秦野・伊勢原ニホンザ ル広域対策協議会	（市 町 村）秦野市、伊勢原市 （関係団体）秦野市農業協同組合、湘南農業協同組合
南秋川	K 1 群 川井野群	東京都、山梨県及び神 奈川県域に生息するニ ホンザルに関する対策 会議	神奈川県：（市町村）相模原市、（県）県央地域県政 総合センター、自然環境保全課 山 梨 県：（県）みどり自然課、 （市町村）上野原市 東 京 都：（都）食料安全課、農業振興事務所 （市町村）八王子市、檜原村

表 11 かながわ鳥獣被害対策支援センターによる支援内容

事業区分		主な支援内容
1 被害防 除対策	(1)集落環境整備	集落環境調査等への技術支援
	(2)農地への防護柵の設置	地域住民による設置作業への参加
	(3)広域防護柵の設置	点検・補修等の維持管理活動への参加
	(4)追い払い	追い払い手法等の技術支援
	(5)加害個体捕獲	加害個体捕獲の効果検証
	(6)被害防除対策に関する知 識・技術の普及、人材育成	研修会の開催、依頼に応じた講師の派遣
2 群れの 管理	(1)追い上げ	地域を跨いだ追い上げへの参加、現場指示等の技術支援
	(2)群れ管理のための個体数調 整、管理困難な群れの除去	捕獲手法等の技術支援、捕獲個体の性年齢判別
3 モニタ リング	(1)生息状況調査	GPS 首輪装着による生息状況調査の実施
	(2)被害状況調査	ハナレザルの目撃・被害状況の広域的なとりまとめ
	(3)対策状況調査	市町村による地図情報とりまとめへの技術支援
	(4)調査結果の分析	地理的・数量的な分析作業

Ⅲ 令和８年度の事業実施計画

第５次計画に基づき、令和８年度の事業実施計画を次により定める。

被害防除対策について、令和７年度の事業実施状況において新規営農者の農地や従前被害のなかった一部地域での被害が急増したことを踏まえ、令和７年度から被害防除対策に関する知識・技術の普及、人材育成を増強しており、令和８年度も継続する。

１ 被害防除対策

(1) 集落環境整備

農地周辺では、山林と農地の間の雑木、藪、雑草等は、サルの隠れ場所となり農地への出没を容易にしまうため、刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。

また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に餌やりと同じ効果をもたらし、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋める等適正な処分を行う。

人家周辺では、サルが好む生ごみや果実等は、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ごみを放置しないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理等を徹底する。

加えて、サルへの意図的な餌付けは、人馴れや人への警戒感の低下を招くことにより、被害の拡大や地域への定着の大きな要因になるため、防止を徹底する。特に、発生が報告された場所の詳細把握及び対策に注力するとともに、看板やWEBサイトの作成・掲載、SNSの活用等による分かりやすい情報発信を実施する。

これらの集落環境整備は、住民等地域が主体となって取り組むことが効果的であるため、県及び市町村は、こうした地域主体の取組を支援する。

(2) 農地への防護柵の設置

農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気柵やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功事例の普及等を通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。

また、有効な方法・場所で設置できるよう、県は技術的な支援やサルの行動域の変化等の情報提供を行う。

(3) 広域防護柵の設置

人の生活圏と森林の境界部へ広域防護柵として電気柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

市町村は、農業者団体と連携し、広域防護柵を地形、農地の状況等地域の実情に合わせ必要に応じて設置し、県は設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

また、広域防護柵の効果を持続させるため、定期的の下草の除去を行う等、適切な維持管理が必要であり、市町村は、住民、農業者等による維持管理を促進する。

(4) 追い払い

追い払いを行う際は、事前に農地、人家の無い場所を調査し、農地や住宅地等のサル

の侵入を防止する地域から、追い払う方向（山側等）を定めて実施する。

追い払いは、住民、農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等により、住民を中心に地域が主体となって実施し、県及び市町村は、地域の取組を支援する。

(5) 加害個体捕獲

群れの加害性を引き下げて生活被害や人身被害を効果的に減らすため、人家侵入等の生活被害を繰り返す個体や、人への威嚇行動をとる等人身被害を発生又は発生させる恐れのある個体を、加害個体として特定して捕獲する。

また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについて、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合や、市街地等で追い払いができず被害が防げない場合は、加害個体に準じて捕獲する。

加害個体及びハナレザル等の捕獲は、はこわな、銃器、麻酔銃を用いて行い、捕獲個体の取扱いについては「2(3)ア(ウ) 捕獲個体の取扱い」を準用し、原則として殺処分とするが、群れ管理に影響が生じる可能性がある場合は、学習放獣等の対応も可能とする。

加害個体等の捕獲は、原則として市町村が県の許可を受けて実施するが、県は、被害防止のため、加害個体の迅速な選定や捕獲ができるように市町村と連携した取組を行う。

(6) 被害防除対策に関する知識・技術の普及、人材育成

地域住民等の多様な主体に対し、サル関係を含め鳥獣の生態や被害対策の研修を実施する。

また、地域の状況に応じ、新規営農者の農場における被害を未然に防ぐための普及啓発も実施する。

2 群れの管理

群れ管理（各群れを適正な生息域及び適正な規模[※]で管理するための取組）について、別表2「令和8年度の群れ管理事業実施計画の概要」及び以下のとおり定める。

※：適正な規模については、30頭から60頭を目安とし、各群れの生息状況や被害状況を考慮して設定する。

（第5次計画より抜粋）

・適正規模とするための各群れの目標頭数の設定

地域個体群の維持を基本とし、群れの分裂及び分派を回避するため、これまでの県内における群れの分裂等の状況を踏まえた群れの適正規模として30頭から60頭を目安とし、各群れの生息状況や被害状況を考慮して設定する。

別表2 令和8年度の群れ管理事業実施計画の概要

・・・別添

別表 2 令和 8 年度の群れ管理事業実施計画の概要

群れの状況							群れ管理の方向性		群れ管理の内容								
整理 番号	地域個 体群	群れ名	関係市町 村	生息頭 数（カ ウント 時点） （注 1）	カウ ント後捕 獲数等 （注 2）	生息頭 数（前 年度 末） （注 3）	群れ管理の方法 (R7)	群れ管理の目標 (R7)	追い上げ内容	捕獲 計画数 (R8)	捕獲方法						備考
											は こ わ な	囲 い わ な	麻 酔 銃	銃 器	I C T わ な	そ の 他	
1	01西湘	T 1	湯河原町 真鶴町	20	1	19	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体 数調整 （適正規模とするための 群れの縮小、維持）	【適正な生息域及び適 正な規模で管理】 当該年度の目標エリ ア： 天照山周辺方面 当該年度の目標頭数： 25	・ 湯河原町鳥獣対策被害対策捕 獲・ 追い払い協力隊及び町職員に よる追い上げ等	0							
2	02丹沢	ダムサ イト	相模原市 愛川町	-	-	32	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体 数調整 （適正規模とするための 群れの縮小、維持）	【〃】 当該年度の目標エリ ア： 南山方面 当該年度の目標頭数： 20	・ 専門業者による銃器を使用した 追い上げ ・ 自主防衛組織、農業者等との連 携による追払い ・ 組織的な追払いの実施の継続 ・ 地域住民と共同し、地域ぐるみ の追い上げを推進する ・ 追い上げに対する地域住民の理 解を図る	5	○		○	○			生息頭数は、シミュレーション 値。 捕獲計画数は、年度当初の設定 値。令和8年度秋のカウント調 査結果により、必要に応じて再 設定する場合がある。
3	02丹沢	川弟A	愛川町 清川村	-	-	62	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体 数調整 （適正配置とするための 群れの縮小）	【〃】 当該年度の目標エリ ア： 法輪堂林道より北 側、仏果山方面、三峰 山方面 当該年度の目標頭数： 40	・ サルが煙火に慣れ効果が薄まっ ているため、新たな追い上げ手法 の検討が必要 ・ 地域住民と共同し、地域ぐるみ の追い上げを推進する ・ 追い上げに対する地域住民の理 解を図る	20	○	○	○	○			生息頭数は、シミュレーション 値。 捕獲計画数は、年度当初の設定 値。令和8年度秋のカウント調 査結果により、必要に応じて再 設定する場合がある。

群れの状況							群れ管理の方向性		群れ管理の内容								
整理 番号	地域個 体群	群れ名	関係市町 村	生息頭 数（カ ウント 時点） （注１）	カウ ント後捕 獲数等 （注２）	生息頭 数（前 年度 末） （注３）	群れ管理の方法（R7）	群れ管理の目標（R7）	追い上げ内容	捕獲 計画数 （R8）	捕獲方法						備考
											は こ わ な	囲 い わ な	麻 酔 銃	銃 器	I C T わ な	そ の 他	
4	02丹沢	川弟B	相模原市 愛川町 清川村	-	-	35	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体 数調整 （適正規模とするための 群れの縮小、維持）	【〃】 当該年度の目標エリ ア： 早戸川林道方面、金 沢林道方面 当該年度の目標頭数： 30	・ 専門業者による銃器を使用した 追い上げ ・ 自主防衛組織、農業者等との連 携による追い払い ・ 組織的な追い払いの実施の継続 ・ ドローンを使った追い上げ、追 い払い ・ 地域住民と共同し、地域ぐるみ の追い上げを推進する	7	○		○	○			生息頭数は、シミュレーション 値。 捕獲計画数は、年度当初の設定 値。令和８年度秋のカウント調 査結果により、必要に応じて再 設定する場合がある。
5	02丹沢	川弟B 1	相模原市 愛川町 清川村	-	-	57	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体 数調整 （適正規模とするための 群れの縮小、維持）	【〃】 当該年度の目標エリ ア： 早戸川林道方面、金 沢林道方面、仏果山方 面 当該年度の目標頭数： 40	・ 専門業者による銃器を使用した 追い上げ ・ 自主防衛組織、農業者等との連 携による追払い ・ 組織的な追払いの実施の継続 ・ ドローンを使った追い上げ、追 払い ・ サルが煙火に慣れ効果が薄まっ ているため、新たな追い上げ手法 の検討が必要 ・ 地域住民と共同し、地域ぐるみ の追い上げを推進する ・ 追い上げに対する地域住民の理 解を図る	20	○		○	○	○		生息頭数は、シミュレーション 値。 捕獲計画数は、年度当初の設定 値。令和８年度秋のカウント調 査結果により、必要に応じて再 設定する場合がある。
6	02丹沢	日向	厚木市 伊勢原市 秦野市	23	1	22	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体 数調整 （適正規模とするための 群れの縮小、維持）	【〃】 当該年度の目標エリ ア： 大山北斜面、猪山作 業道、薬師林道 当該年度の目標頭数： 25	・ 市のサル追い隊による追い上げ ・ 市、県合同での追い上げを継続	1	○	○	○	○	○		
7	02丹沢	丹沢湖	山北町	22	1	21	・ 群れ管理のための個体 数調整 （適正規模とするための 群れの縮小、維持）	【〃】 当該年度の目標エリ ア： 大杉山方面 当該年度の目標頭数： 20	—	5	○		○				

群れの状況							群れ管理の方向性		群れ管理の内容								
整理 番号	地域個 体群	群れ名	関係市町 村	生息頭 数（カ ウント 時点） （注１）	カウ ント 後捕 獲数等 （注２）	生息頭 数（前 年度 末） （注３）	群れ管理の方法（R7）	群れ管理の目標（R7）	追い上げ内容	捕獲 計画数 （R8）	捕獲方法						備考
											は こ わ な	囲 い わ な	麻 酔 銃	銃 器	I C T わ な	そ の 他	
8	02丹沢	半原	厚木市 愛川町	61	0	61	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体 数調整 （適正規模とするための 群れの縮小、維持）	【Ⅱ】 当該年度の目標エリ ア： 経ヶ岳より北側 当該年度の目標頭数： 40	・ 市のサル追い隊による追い上げ ・ 地域住民と共同し、地域ぐるみ の追い上げを推進する	24	○		○	○	○		
9	02丹沢	鐘ヶ嶽	厚木市 伊勢原市 清川村	25	5	20	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体 数調整 （適正規模とするための 群れの縮小、維持）	【Ⅱ】 当該年度の目標エリ ア： 鐘ヶ嶽～鳥屋待沢方 面 当該年度の目標頭数： 20	・ 市のサル追い隊による追い上げ ・ 市、県合同での追い上げを継続	4	○		○	○	○		
10	02丹沢	岡津古 久集団	厚木市 伊勢原市	6	0	6	・ 群れ管理のための個体 数調整 （適正配置とするための 群れの除去）	—	—	6（全 頭）	○	○	○	○	○		
11	03南秋川	K 1	相模原市 （山梨 県）	9	6	3	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体 数調整 （適正規模とするための 群れの縮小、維持）	【適正な生息域及び適 正な規模で管理】 当該年度の目標エリ ア： 県境方面	・ 専門業者による銃器を使用した 追い上げ ・ 自主防衛組織、農業者等との連 携による追い払い ・ 組織的な追い払いの実施の継続	—							・ カウント後捕獲数等は山梨県 上野原市による捕獲 ・ 令和６年度以降個体数の大幅 な減少がみられるため、群れの 規模を縮小・維持するための個 体数調整は実施しない方向とす るが、主たる行動域が山梨県側 に位置しており、山梨県との連 携を図るうえで必要があれば個 体数調整の実施を検討する。

群れの状況							群れ管理の方向性		群れ管理の内容								
整理 番号	地域個 体群	群れ名	関係市町 村	生息頭 数（カ ウント 時点） （注１）	カウ ント後捕 獲数等 （注２）	生息頭 数（前 年度 末） （注３）	群れ管理の方法（R7）	群れ管理の目標（R7）	追い上げ内容	捕獲 計画数 （R8）	捕獲方法						備考
											は こ わ な	囲 い わ な	麻 酔 銃	銃 器	I C T わ な	そ の 他	
12	03南秋川	川井野	相模原市 （東京 都）	-	-	-	・ 追い上げ ・ 群れ管理のための個体 数調整 （適正規模とするための 群れの縮小、維持）	【〃】 当該年度の目標エリ ア： 県境方面	・ 市内に出没した際は、専門業者 による銃器を使用した追い上げ	—							・ 群れ管理の方法：相模原市内 への定着が見られ、被害が発生 した場合は関係機関との協議の うえ個体数調整を実施する。

地域個体群	群れ数		生息頭数（前年度末）
01西湘	1	—	19
02丹沢	9	—	316
03南秋川	2	—	3
総 計	12	—	338

注１） 令和７年度ニホンザル生息状況調査による個体数調査で目視によりカウントされた頭数（令和７年９月）。

注２） 令和７年度ニホンザル生息状況調査による個体数調査以後、当該年度末までに捕獲殺処分、自然死、交通事故死等した数。

注３） 令和７年度ニホンザル生息状況調査のカウント調査等により把握した個体数からカウント後捕獲数等を差し引いた頭数。令和７年度にカウント調査を実施していない群れは、シミュレーションによる推計値を記載。

(1) 地域個体群ごとの基本方針

ア 西湘地域個体群

個体数管理及び被害軽減の視点から総合的に判断し、以下のとおり取り組んでいく。

- T1群に係る「適正規模とするための群れの縮小・維持」に向けた取組みの重点化
 - ・加害個体捕獲について、これまでの検証結果に基づき加害個体の特定と捕獲を継続する。
 - ・追い上げや加害個体の捕獲を行いながら管理を継続しつつ、被害状況等の動向を注視していく。
 - ・県は、自動撮影カメラを用いた加害個体の把握や、銃器を用いた特定個体の捕獲の際の技術支援等、群れの加害性の低下に向けた取組みを行う。
 - ・県は、追い上げや追い払いについて技術支援を継続するとともに、学識者やNPO等の協力も得ながら、効果的な追い上げ手法や新たな対策の担い手の確保を検討する等、適正な群れの縮小・維持に取り組む。

○今後の群れ管理に向けた検討

- ・西湘地域個体群の維持については、隣接する静岡県と連携し、同一個体群の生息状況等の情報共有を引き続き継続する。
- ・T1群が地域個体群の最後の群れとなった一方で、加害性が高く町からの群れの除去に向けた要望が大きいことから、集落環境整備や加害個体捕獲等の被害防除対策の推進と同時に、管理困難な群れとしての除去も含め、6次計画に向けた群れ管理の方向性についても検討していく。

イ 丹沢地域個体群

丹沢山麓に9程度の群れが密集した状態で生息しており、ほとんどの群れの行動域は重複し、追い上げが困難な状態となっていることから、主に「行動域の重複解消と適正な生息域への移動を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れ配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・群れの行動域の重複を解消し、追い上げ等の管理事業を効果的に進めるために、目標頭数を群れ別に定めて個体数調整を実施する。ダムサイト群は、令和5年度にダムサイト分裂群が合流したことを踏まえ、再分裂が起こらないよう慎重に個体数調整を実施する。
- ・行動域が行政界をまたがる群れについて、引き続き隣接市町村と連携して追い上げに取り組む。

ウ 南秋川地域個体群

行動域が山間部から住宅地や農地に移動する傾向にあり、農作物被害や生活被害を発生させていることから、主に「住宅地及び農地への出没の半減を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・隣接都県における群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。

- ・ K 1 群は、令和 6 年度に個体数の大幅な減少がみられ、また主たる行動域が山梨県側に位置しているため、積極的な群れ管理は実施しないが、群れの動向等に応じ、個体数調整の実施を検討する。川井野群は、相模原市への定着が見られ、被害が発生した場合には関係機関と調整のうえ個体数調整を実施する。
- ・ 隣接都県との行政界をまたがった群れの管理について、隣接都県との意見交換等を行い、連携を図る。

(2) 追い上げ

各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、積極的な追い上げを継続する。

追い上げは地域が一体となって組織的に取り組むことが必要であるため、県と市町村は、地域が一体となって取り組むよう働きかけ、支援を行う。

地理的、人間的に追い上げができていない状況がある場合、その要因を明らかにし、追い払い員への指導や追い払い員の業務見直し等、具体的な改善策を検討する。

群れの除去及び全体生息数の減少が進んだことにより、これまでの考え方のように山の上部へと追い上げるといふより、山側へ追い払っておくという対策で、地域によっては効果が得られつつあり、行動域を市街地や畑地等に移動させないことや、一時的に市街地や畑地からサルを居なくさせる事を目的に、組織的に行う威嚇作業等も追い上げの一環として整理し、実施状況や成果をとりまとめる。

追い上げの実施に当たっては、電波発信器等をサルに装着し、群れの位置を把握することにより、効果的な実施に努め、煙火、爆竹、銃器（ゴム弾・花火弾・空砲）、エアガン、スリングショット（パチンコ）、イヌ等を使用して人に対する恐怖心をサルに植えつけながら、計画的かつ継続的に実施する。

(3) 群れ管理のための個体数調整、管理困難な群れの除去

個体数調整は、総合的なサル対策の一つであることを念頭に置き、追い上げ、被害防除対策、及び生息環境整備の効果を相乗的に向上させることを目指して、これらの対策と合わせて実施する。

個体数調整の実施に当たっては、表 12 のとおり群れ管理の方法に応じて区分し、表 13 に記載する頭数を捕獲・殺処分の上限とする。

表 12 個体数調整の区分及び該当する群れ

個体数調整の区分		該当する群れ（集団）		（参考）第 5 次計画上の説明
		2025(令和 7) 年度	2026(令和 8) 年度	
群れ管理の ための個体 数調整	適正規模とする ための群れの 縮小・維持	丹沢湖 川井野 T 1 ダムサイト 川弟 B 川弟 B 1 日向 半原 鐘ヶ嶽 岡津古久集団 K 1	丹沢湖 川井野 T 1 ダムサイト 川弟 B 川弟 B 1 日向 半原 鐘ヶ嶽 K 1	現状の群れの個体数が、適正な個体数の目安を超えている群れについては、群れの規模が大きくなって生じる群れの分裂を防ぐため、設定した目標頭数まで群れの個体数を縮小するための個体数調整を計画する。 また、群れの個体数が、設定した目標頭数に達している群れについては、必要に応じて群れの規模を維持するための個体数調整を計画する。
	適正配置とする ための群れの 縮小	川弟 A	川弟 A	群れが密集し、群れの行動域が重複又は隣接している場合、各群れの行動域の重なり度合い、追いつきの難しさ、住宅地や農地への依存状況等から、群れの縮小や除去等の優先順位を検討した上で、各群れの目標頭数を設定し、追いつき計画と合わせて個体数調整の計画を立てる。 適正な配置とするための群れの縮小については、追いつきや被害防除対策の効果を向上させるために必要な規模の個体数調整を計画する。
	適正配置とする ための群れの 除去	(なし)	岡津古久集団	また、適正な配置とするための群れの除去については、群れの適正配置の観点からその群れを除去することがやむを得ないと判断され、かつ、当該の群れを除去しても地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合に計画する。
管理困難な群れの除去		(なし)	(なし)	追いつきや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生している又は発生するおそれが高い群れを、管理困難な群れとして判断する。 管理困難な群れについては、群れを除去した後に地域個体群の安定的な維持を図ることができる場合は、管理困難な群れでなくなるまで、又は住宅地周辺で生息確認ができなくなるまでの個体数調整を計画する。 群れを除去した後に地域個体群の安定的な維持を図ることができないおそれがある場合については、市町村と県が協力し、一層の対策を行っても効果が見られない場合に限り、例外的に管理困難な群れとして個体数調整を実施する。

表 13 群れ別・性年齢別の個体数調整対象個体数（令和 8 年度）

群れ管理 の方法	群れ・集 団名	区分（注 1）	アカンボウ			コドモ			ワカモノ			オトナ			オス （年齢 区分な し）	年齢 不明	総計
			オス	メス	不明	オス	メス	不明	オス	メス	不明	オス	メス	不明			
適正規模 とするた めの群れ の縮小、 維持	T 1	個体数	2			2	2	3	1	2	1		6				19
		捕獲計画数		-			-			-			-		-		-
	ダムサイ ト（注 2）	個体数	8			3	3		1	1		5	11				32
		捕獲計画数		0			0			0			0		5		5
	川弟 B （注 2）	個体数	8			4	4		3	3		2	11				35
		捕獲計画数		1			1			-			-		5		7
	川弟 B 1 （注 2）	個体数	13			6	7		4	5		3	18				56
		捕獲計画数		3			5						1		11		20
	日向	個体数	4					5	2	1		2	8				22
		捕獲計画数		-			-			-			-		1		1
	丹沢湖	個体数	7					1		1	1	1	10				21
		捕獲計画数		1			-			0			0		4		5
適正配置 とするた めの群れ の縮小	半原	個体数	10					20	2	1	2	3	14	5		4	61
		捕獲計画数		2			5			3			2		12		24
	鐘ヶ嶽	個体数						7	1	1		1	10				20
		捕獲計画数		-			-			-			-		4		4
	川弟 A （注 2）	個体数	15			10	9		4	4		6	19				67
		捕獲計画数		2			5						3		10		20
	岡津古久 集団	個体数	6														
		捕獲計画数	6（注 3）														
	管理困難 な群れの 除去	個体数	—														
		捕獲計画数	—														

注 1）個 体 数：令和 7 年度ニホンザル生息状況調査のカウント調査等により把握した個体数からカウント後捕獲数等を差し引いた頭数。

捕獲計画数：性年齢別の個体数や群れ管理の方向性を基に、群れごとに算出した当該年度の捕獲計画数

注 2）令和 7 年度にカウント調査を実施していないため、個体数は、シミュレーション値。捕獲計画数は、年度当初の設定値。令和 8 年度秋のカウント調査結果により、必要に応じて捕獲計画数を再設定する場合がある。

注 3）出生等により増加した頭数も対象とする。

ア 留意事項

(ア) 個体数調整の計画

- ・群れの加害性を引き下げて生活被害や人身被害を効果的に減らすために、可能な限り加害性の高い個体の捕獲を優先する。
- ・捕獲計画数は、捕獲実施時点の性年齢ごとに設定しており、群れの総数に対しての上限を設定しているものではない。特に、オスは移出入があるため、捕獲計画数を下回る場合もある。
- ・特定の群れを除去しようとする場合は、隣接して生息する他の群れがその行動域を拡大しないよう、隣接する市町村と十分調整した上で、追い上げや防護柵の設置等の被害防除対策を一体的に実施する。
- ・除去の対象である群れ（区分：適正配置とするための群れの除去、管理困難な群れ

の除去)であっても、除去に至るまでの過程での分裂による被害の拡大が懸念される場合等は、必要に応じて捕獲されたオトナメスの放獣も検討する。

- ・縮小、維持の対象である群れ（区分：適正規模とするための群れの縮小・維持、適正配置とするための群れの縮小）で、オトナメスを捕獲する場合は、原則として群れの中心でないオトナメスの捕獲を行う。
- ・縮小、維持の対象である群れ（区分：適正規模とするための群れの縮小・維持、適正配置とするための群れの縮小）で、アカンボウがオトナメスと同時に捕獲された場合は、原則として同時に捕獲されたオトナメスと合わせて、処分又は放獣を行う。
- ・発信器装着個体は、除去が完了する場合等を除き、原則として放獣する。

(イ) 捕獲方法

- ・新たに銃器捕獲に取り組む市町村は、具体的な手法を県と調整しながら実施する。
- ・くくりわな捕獲については、群れの除去の最終局面において、はこわな、囲いわな、銃器、麻酔銃等の手段を用いても捕獲が困難な場合に限り実施を認めるものとする。実施の際は、現場近くに作業員を常駐させる、通信機能付き自動撮影カメラを活用する等の方法により、わなの状況を監視し、捕獲個体を速やかに回収することで、捕獲個体に苦痛が生じないように配慮する。

(ウ) 捕獲個体の取扱い

- ・次の事項に留意する。

(第5次計画より抜粋)

- ・箱わな又は囲いわなにより捕獲した個体の殺処分は、麻酔薬の投与や銃器による止めさし等、苦痛を与えないとされる方法を用いることとし、実験動物としての利用はしない。
- ・捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合は、元の生息地に放獣する。放獣の際には、必要に応じて人の声や煙火等で刺激や痛みを感じさせる条件付けによって人への警戒心を持つことを学習させた上で放獣を行う（学習放獣）。
- ・銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく適正に処理する。

- ・県が指定する捕獲個体については原則として捕獲個体分析の対象とするため、県が示す送付先に送付する。それ以外の捕獲個体については山野に放置することなく適正に処理する。

3 生息環境整備

人の生活圏とサルの行動域の重複を解消し、棲み分けを図っていくために、群れ管理及び被害防除対策と合わせて、森林整備を通して、山間部におけるサルの生息環境整備を進める。

(1) 水源の森林づくり事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の水源林において、水源かん養機能の維持、増進を目的として、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、植生保護柵設置等の森林整備を行い、林床植生の回復、混交林化等を図る。

(2) 県営林整備事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の県営林において、第13次神奈川県県営林経営計画に基づいて、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行い、林床植生の回復を図る。

(3) 市町村による森林整備の事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺で、市町村は、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行う。

4 モニタリング

県は、市町村等の協力を得ながら、モニタリングを実施する。モニタリング結果は、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者と情報共有し、地域の対策等の検討にも役立てる。

(1) 生息状況調査

県は、地域個体群の群れ数、個体数、行動域、食性、分派の有無等の調査を毎年度実施し、生息状況を把握、評価するとともに、出没地点や頻度、被害状況等から群れの特性を把握し、対策の効果の評価や対策の優先順位の検討に活用する。また、確認されている群れ以外の未確認の群れについても、把握に努める。

県は毎年度、市町村等の協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体の情報把握と計測・記録等を行い、個体数調整等の的確な実施と検証に活用する。

ア カウント調査

県内に主な行動域がある群れについて、雌雄・成幼獣別に個体数を把握するためのカウント調査を行う。

イ 行動域調査

各群れを対象として、発信器を用いて行動域を把握する行動域調査を行う。

ウ 捕獲個体分析

市町村等の協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体を対象として、情報把握と計測・記録等今後の被害防止対策の効果を検証するため、捕獲個体分析を行う。

(2) 被害状況調査

市町村は、農業者、農業者団体等の協力を得て農作物等の被害額、被害面積等の情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめ、市町村等への情報提供やホームページでの公表を行う。加えて、報告内容を分析し、地域の取組に活用できるようフィードバックを行う。報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。

また、市町村は、県と連携して住宅地や農地等の被害が発生する地域でのサルの出没地点や被害の取りまとめ等を行うことで、被害状況を集落単位で把握し、収集した情報をもとに地域の実情に即した被害防除対策を実施する。

(3) 対策状況調査

市町村は毎年度、関係機関の協力を得ながら、群れ管理、被害防除対策、生息環境整備等の対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめ、集落単位で被害状況と対策状況を合わせて地図化する。

(4) 調査結果の分析

県は、(1)～(3)による調査結果に加えて、市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、県試験研究機関、大学等の研究機関等の協力を得て、生息や被害の状況等に関する情報を集約・分析する。

分析結果をもとに、出没の増減や被害の状況等に基づき、神奈川県鳥獣総合対策協議会における専門的見地からの検討等を通して、対策効果の検証・評価を行い、計画及び事業の見直しや地域の関係者等へ向けた情報提供・普及啓発等に活用する。

5 その他

(1) 広域連携による対策実施の推進

サルの生息域は東京都、山梨県、静岡県にもまたがることから、これらの都県及び隣接する市町村と情報交換会等を開催し、生息状況、被害状況等について情報交換するとともに、各都県・市町村における対策の考え方や実施結果等について情報共有を図る。

○山静神東ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会

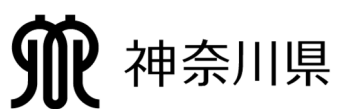
○湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議

○東京都、山梨県、神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議

(2) 第6次計画に向けた検討

県は今後の方針等について、学識者等の意見も参考にしつつ、市町村等と協力し、6次計画に向けた地域個体群の在り方等について再考する。

西湘地域個体群の消滅の可能性が高まっている状況を踏まえ、今後の管理を進める上で参考とするため、地域間の遺伝的な交流に関する情報などの収集を行う。



環境農政局緑政部自然環境保全課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 045(210)1111 (代表)